

<p>第五 建築の著作物</p> <p>六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物</p> <p>七 映画の著作物</p>
<p>八 写真の著作物</p> <p>九 プログラムの著作物</p>
<p>二 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。</p>
<p>三 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p>
<p>一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。</p>
<p>二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。</p>
<p>三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。</p>
<p>二 第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。</p> <p>(編集著作物)</p>
<p>三 第十二条 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。</p>
<p>二 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。(データベースの著作物)</p>
<p>三 第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。</p>
<p>二 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。</p> <p>(権利の目的とならない著作物)</p>
<p>二 第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。</p> <p>一 憲法その他の法令</p> <p>二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号))第二条第一項に規定する独立行政</p>

法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告

〔著作者人格権〕といふ。並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行を也要しない。

（公表権） 第二款 著作者人格権

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていらないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。

- 一 その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。
- 二 その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合 これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。
- 三 第二十九条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

立公文書館等（公文書管理法第一条第三項に規定する国立公文書館等をいう。以下同じ。）に移管された場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長（公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下同じ。）が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。）

照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十八条第一項、第六十九条の三第一項、第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程（当該許諾を得、又は当該裁定を受ける過程を含む。）における利用に供することを目的とする場合における利用に供することを目的とする者は、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用する方法によるかを問わず、当該著作物を用いて著作物に表現された思想又は感情の享受を目的的としない利用）することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的とした場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあっては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下の条及び第一百四条の十の四第三項において下この条及び第一百四条の十の四第三項において

「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。

イ 個人的又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合、當利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

ロ イに掲げる場合以外の場合、公共の用に供される施設であつて、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他、當利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、當利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

第八項の特定絶版等資料とは、第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。

前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができます。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬい。

国等の周知目的資料は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(教科用図書等への掲載)

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目上必要と認められる限度において、教科用図書等の周知目的資料は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他的事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならぬ。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（教科用図書代替教材への掲載等）

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これららの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいふ。以下この項及び次項において同じ。）に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知とともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前項第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の三 教科用図書に掲載された著作物

は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利の目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合には、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用の他の適切な方法により公表するものとする。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十二年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（学校教育番組の放送等）

第三十四条 公表された著作物は、学校教育的目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信（特定入力型自動公衆送信のうち、専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送については、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。）において受信されることを目的として行われるもの）をいう。以下同じ。）を行い、又は放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同

時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条
第三項、第三十九条並びに第四十条第二項及び
第三項において同じ。)を行ひ、及び当該放送
番組用又は有線放送番組用の教材に掲載するこ
とができる。

2 前項の規定により著作物を利用する者は、そ
の旨を著作者に通知するとともに、相当額の
補償金を著作権者に支払わなければならぬ。
(学校その他の教育機関における複製等)
第三十五条 学校その他の教育機関(營利を目的
として設置されているものを除く。)において
教育を担任する者及び授業を受ける者は、その
授業の過程における利用に供することを目的と
する場合には、その必要と認められる限度にお
いて、公表された著作物を複製し、若しくは公
衆送信(自動公衆送信の場合につては、送信可
能化を含む。以下この条において同じ。)を可能
化し、又は公表された著作物であつて公衆送信
されるものを受け信装置を用いて公に伝達する
ことができる。ただし、当該著作物の種類及び用
途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送
信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不
当に害することとなる場合は、この限りでな
い。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、
同項の教育機関を設置する者は、相當額の補
償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、
第一項の教育機関における授業の過程におい
て、当該授業を直接受ける者に対して当該著作
物をその原作品若しくは複製物を提供し、若し
くは提示して利用する場合又は当該著作物を第
三十八条第一項の規定により上演し、演奏し
上映し、若しくは口述して利用する場合におい
て、当該授業が行われる場所以外の場所におい
て当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信
を行ふときは、適用しない。
(試験問題としての複製等)

第三十六条 公表された著作物については、入學
試験その他の人の学識技能に関する試験又は検定
の目的上必要と認められる限度において、当該
試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送
信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の態
場合にあつては送信可能化を含む。次項におい
て同じ。)を行うことができる。ただし、当該
著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態

る部分に限る。)、第三十二条、第三十六条
第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、
第三十九条第一項、第四十条第二項又は第四
十一条から第四十二条の二まで 翻訳
第三十三条の二第一項、第三十三条の三第
一項又は第四十七条 变形又は翻案
第三十七条第三項 翻訳、变形又は翻案
第三十七条の二 翻訳又は翻案

六 第四十七条の三第一項 翻案
前項の規定により創作された二次的著作物
は、当該二次的著作物の原著作物を同項各号に
掲げる規定(次の各号に掲げる二次的著作物に
あつては、当該各号に定める規定を含む。以下
この項及び第四十八条第三項第二号において同
じ。)により利用することができる場合には、
原著作物の著作者その他の当該二次的著作物の
利用に関して第二十八条に規定する権利を有す
る者との関係においては、当該二次的著作物を
前項各号に掲げる規定に規定する著作物に該當
するものとみなして、当該各号に掲げる規定に
よる利用を行うことができる。
一 第四十七条第一項の規定により同条第二項
の規定による展示著作物の上映又は自動公衆
送信を行うために当該展示著作物を複製する
ことができる場合に、前項の規定により創作
された二次的著作物 同条第二項

二 前条第二項の規定により公衆提供等著作物
について複製、公衆送信又はその複製物によ
る頒布を行うことができる場合に、前項の規
定により創作された二次的著作物 同条第
一项

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の七 第三十条の二第一項、第三十条
の三、第三十条の四、第三十一条第一項(第一
号に係る部分に限る。以下この条において同
じ。)若しくは第七項(第一号に係る部分に限
る。以下この条において同じ。)、第三十二条、
第三十三条第一項(同条第四項において準用す
る場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三
十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条
第一項、第三十五条第一項 第三十六条第一項
項、第三十七条、第三十七条の二(第二号を除
く。以下この条において同じ。)、第三十九条第
一项、第四十条第一項若しくは第二項、第四十
一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第
四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十
二项

条の二第一項、第三十三項の三第一項、第三十七条第一項、第四十二条の二第一項、第三十九条第一項、第四十一条第一項、第三十三条の二第一項、第三十七条第三項、第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条第二項、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条、第四十二条第一項、第三十九条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項若しくは第三项又は第四十七条の二の規定により著作物を利用する場合

三 第三十二条若しくは第四十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条、第四十二条第一項、第三十九条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項若しくは第三项又は第四十七条の五第一項の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

前項の出所の明示に当たつては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならぬ。

次の各号に掲げる場合には、前二項の規定の例により、当該各号に規定する二次的著作物の原著作物の出所を明示しなければならない。

一 第四十一条第一項、第四十六条又は第四十七条の五第一項の規定により創作された二次的著作物をこれららの規定により利用する場合

二 第四十七条の六第一項の規定により創作された二次的著作物を同条第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げる規定により利用する場合

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十一条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四项、第七项第一号若しくは第九项第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四项、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)。次項第一号において同じ)、第四十一条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三项、第四十七

条の一又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二 第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第三号の複製物に該当するものを除く。）を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

三 第四十四条第四項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者

四 第四十七条の三第一項の規定の適用を受けた作成された著作物の複製物（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

五 第四十七条の三第二項の規定に違反して同項の複製物（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を保存した者

六 第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第六号又は第七号の複製物に該当するものを除く。）を用いて、いずれの方針によるかを問わず、当該著作物を利用した者

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条、第四十二条の二第一項又は第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の

複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者二 第三十条の三又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者三 第三十条の四の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、当該二次的著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者四 第四十七条の六第二項の規定の適用を受けた第四十七条の三第一項の規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者五 第四十七条の三第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者六 第四十七条の四に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者（著作者人格権との関係）第五十条 この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第四節 保護期間

（保護期間の原則）

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。著作権は、この節に別段の定めがある場合は除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。（無名又は変名の著作物の保護期間）

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前

にその著作者の死後七十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後七十年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。二 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 一 変名の著作物における著作者の変名がそのものとして周知のものであるとき。
 二 前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。
 三 著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

（団体名義の著作物の保護期間）第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後七年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

二 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。

（映画の著作物の保護期間）第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

（著作者人格権との関係）第五十五条 削除（継続的刊行物等の公表の時）第五十六条 第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十四条第一項の公表の時は、冊、号又は回を追つて公表する著作物については、毎

冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。

二 一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。第一部ずつを逐次公表して完成する著作物について、最終部分の公表の時によるものとする。

（著作権の譲渡）第六十二条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。
 一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十九条（残余財産の国庫への帰属）の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。
 二 著作権者が死亡した場合において、その著作権が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四百号）第二百三十九条第三項（残余財産の国庫への帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

（保護期間の特例）第五十八条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国、著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である外国をそれぞれ文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約又は世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の規定に基づいて本国とする著作物（第六条第一号に該当するものを除く。）で、その本国において定められる著作権の存続期間が第五十一条から第五十四条までに定める著作権の存続期間より短いものについては、その本国において定められる著作権の存続期間による。

（著作物の利用の許諾）第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

二 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができます。

（著作物の利用の許諾）第六十四条 第七節 権利の行使

（著作物の利用の許諾）第六十五条 著作権者には、他人に対する著作物の利用を許諾することができる。

二 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る著作物を前項の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができます。

（著作物の利用の許諾）第六十六条 著作権者には、その著作物の著作権を譲渡することができる。

二 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る著作物を前項の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができます。

（著作物の利用の許諾）第六十七条 著作権者には、その著作物の著作権を譲渡することができる。

二 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る著作物を前項の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができます。

（著作物の利用の許諾）第六十八条 著作権者には、その著作物の著作権を譲渡することができる。

二 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る著作物を前項の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができます。

（著作物の利用の許諾）第六十九条 著作権者には、その著作物の著作権を譲渡することができる。

二 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る著作物を前項の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができます。

配信等が行われて、他の放送番組又は有線放送番組の名称、その放送又は有線放送の時間帯その他の放送同時配信等の実施状況に関する情報として文化庁長官が定める情報を公表しているものをいう。以下この項において同じ。)に対し、当該特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許諾を行つた場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には当該著作物の放送同時配信等(当該特定放送事業者等と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送番組又は有線放送番組の供給を受けて行うもの)を含む。)の許諾を含むものと推定する。

6 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るもの)の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

(利用権の対抗力)

第六十三条の二 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に对抗することができる。

(共同著作物の著作者人格権の行使)

第六十四条 共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

2 共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。

3 共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができない。

4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(共有著作権の行使)

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権(以下この条において「共有著作権」という。)については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。
（質権の目的となつた著作権）

(質権の目的となつた著作権は、これ

を目的として質権を

3 第一項の裁定（以下この条及び次条において「裁定」という。）を受けようとする者は、裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報、当該著作物

10 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。
(裁定申請中の著作物の利用)

第一項の規定により作成した著作物の複製物には、裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。
(裁定申請中の著作物の利用)

第六十七条の二 申請者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間（裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をことができるに至ったときは、当該連絡をすることができるに至つた時までの間）、当該申請に係る利用方法と同一の方法により、当該申請に係る著作物を利用することができます。ただし、当該著作物の著作者が当該著作物の出版その他利用を廃絶しようとしていることが明らかなときは、この限りでない。

該申請に係る著作物を用意することができる。同項の規定による供託を要しない。

国等が前項の規定にかかるわらず、同項の規定による供託を要しない。

第一項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。

第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額（当該担保金の額が当該補償金の額を超えるときは、当該額）については、同条第一項の規定による供託を要しない。

申請中利用者は、裁定をしない処分を受けたとき（当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つた場合を除く。）は、当該処分を受けた時までの間ににおける第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において、同項の規定により供託された担保金の額のうち当該補償金の額に相当する額（当該補償金の額が当該担保金の額を超えるときは、当該額）については、当該補償金を供託したものとみなす。

申請中利用者（国等に限る。）は、裁定をしない処分を受けた後に著作権者と連絡をするとができるに至つたときは、当該処分を受けた時までの間ににおける第一項の規定による著作物

二 当該許諾を得た放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受け、てする放送同時配信等

三 前項の場合において、同項各号に掲げる放送同時配信等が行われたときは、当該放送事業者は又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の報酬を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならぬ。

四 前項の報酬を受けた権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた著作権等管理事業者（以下この条において「指定報酬管理条例事業者」という。）によつてのみ行使することができる。

五 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える著作権等管理事業者でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一 営利を目的としないこと。

二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができる。

三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 第二項の報酬を受ける権利を有する者（次項及び第七項において「権利者」という。）のためにその権利を行使する業務を自ら的確に遂行するに足りる能力を有すること。

五 指定報酬管理条例事業者は、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

六 文化庁長官は、指定報酬管理条例事業者に対し、政令で定めるところにより、第一項の報酬に係る業務に關して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

七 指定報酬管理条例事業者が第三項の規定により権利者のために請求することができる報酬の額は、毎年、指定報酬管理条例事業者と放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体との間において協議して定めるものとする。

八 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の報酬の

額について文化庁長官の裁定を求めることがで
きる。

額について文化庁長官の裁定を求めることがで
きる。)
9 第六十七条第七項（第一号に係る部分に限
る。）及び第八項、第六十八条第三項、第七十
条、第七十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第七
十七条第一項、第七十三条本文並びに第七
十四条第一項（第四号及び第五号に係る部分に
限る。第十一項において同じ。）及び第二項の
規定は、第二項の報酬及び前項の裁定について
準用する。この場合において、第六十七条第七
項中「申請者」とあり、及び第六十八条第三項
中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第六
十七条第七項第一号中「第五項各号に掲げる事
項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定め
た補償金の額」とあり、及び同条第八項中「そ
の旨及び次に掲げる事項」とあるのは「その
旨」と、第七十四条第二項中「著作権者」とあ
るの「第九十三条の三第三項に規定する指定
報酬管理事業者」と読み替えるものとする。
10 前項において準用する第七十二条第一項の訴
えにおいては、訴え提起する者が放送事業者
若しくは放送同時配信等事業者又はその団体で
あるときは指定報酬管理事業者を、指定報酬管
理事業者であるときは放送事業者若しくは放送
同時配信等事業者又はその団体を、それぞれ被
告としなければならない。

11 第九項において準用する第七十四条第一項及
び第二項の規定による報酬の供託は、指定報酬
管理事業者の所在地の最寄りの供託所にするも
のとする。この場合において、供託をした者
は、速やかにその旨を指定報酬管理事業者に通
知しなければならない。

12 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定
は、第七項の協議による定め及びこれに基づい
てする行為については適用しない。ただし、
不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者
の利益を不当に害することとなる場合は、この
限りでない。

13 第二項から前項までに定めるもののほか、第
二項の報酬の支払及び指定報酬管理事業者に關
し必要な事項は、政令で定める。
(特定実演家と連絡することができない場合の
放送同時配信等)

第九十四条 第九十三条の二第一項の規定により
同項第一号に掲げる放送において実演が放送さ
れる場合において、当該放送を行う放送事業者

又は当該放送事業者と密接な関係を有する放送
同時配信等事業者は、次に掲げる措置の全てを
講じてもなお当該実演に係る特定実演家と連絡

又は当該放送事業者と密接な関係を有する放送事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定したもの（以下この条において「指定補償金管理事業者」という。）の確認を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額の補償金であつて特定実演家に支払うべきものを指定補償金管理事業者に支払うことにより、放送事業者があつては当該放送に用いる録音物又は録画物を用いて、放送同時配信等事業者につては当該放送に係る放送番組の供給を受けて、当該実演の放送同時配信等を行うことができること。

一 当該特定実演家の連絡先を保有している場合には、当該連絡先に宛てて連絡を行うこと。

二 著作権等管理事業者があつて実演について管理を行つてゐるものに対し照会すること。

三 前条第一項に規定する公表がされているかどうかを確認すること。

四 放送同時配信等することを予定している放送番組の名称、当該特定実演家の氏名その他の文化庁長官が定める情報を文化庁長官が定める方法により公表すること。

前項の確認を受けようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者は、同項各号に掲げる措置の全てを適切に講じてもなお放送同時配信等しようとする実演に係る特定実演家と連絡することができることを疎明する資料を指定補償金管理事業者に提出しなければならない。

3 第一項の規定により補償金を受領した指定補償金管理事業者は、同項の規定により放送同時配信等された実演に係る特定実演家から請求があつた場合には、当該特定実演家に当該補償金を支払わなければならぬ。

4 前条第四項の規定は第一項の規定による規定について、同条第五項から第十三項までの規定は第一項の補償金及び指定補償金管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬を受けける権利を有する者（次項及び第七項において「権利者」という。）のためにその権利を行使する」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金に係る」と、同条第五項中「権利者」と

あるのは「特定実演家」と、同条第六項中「第二項の報酬」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金」と、同条第七項中「第三項の

あるのは「特定実演家」と、同条第六項中「第二項の報酬」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金」と、同条第七項中「第三項の規定により権利者のために請求することができる報酬」とあるのは「次条第一項の規定により受領する補償金」と読み替えるものとする。
(放送される実演の有線放送)
第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合(當利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いすれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。第九十五条第一項において同じ。)を受けない場合を除く。)には、当該実演(著作隣接権の存続期間内のものに限り、第十二条第二項第二号に掲げるものを除く。)に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならぬ。
(商業用レコードに録音されている実演の放送
同時配信等)
第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード(送信可能化されたレコードを含む。)に係る第二項第一項、第九十六条の三第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第三項において同じ。)に録音されている実演(当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。)について放送同時配信等を行うことができる。

での規定は第二項の補償金及び前項の規定により指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第四十四条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合(營利を目的とせず、かつ、聴衆又は観客から料金を受けずに、当該放送を受けた時に有線放送を行った場合を除く。)には、当該実演(第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のもに限る。次項から第四項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならぬ。

前項の規定は、実演家等保護条約の締約国については、当該締約国であつて、実演家等保護条約第十六条(1)(i)の規定に基づき実演家等保護条約第十二条の規定を適用しないこととしている国以外の国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家について適用する。

第八条第一号に掲げるレコードについて実演家等保護条約の締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間が第一項の規定により実演家が保護を受ける期間より短いときは、当該締約国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家が同項の規定により保護を受ける期間は、第八条第一号に掲げるレコードについて当該締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間による。

第一項の規定は、実演・レコード条約の締約国(実演家等保護条約の締約国を除く。)であつて、実演・レコード条約第十五条(3)の規定により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家については、当該留保の範囲に制限して適用する。

第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とす

る団体(その連合体を含む。)でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、前項の指定をしてはならない。

一 営利を目的としないこと。

二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができるること。

三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 第一項の二次使用料を受ける権利を有する者(以下この条において「権利者」という。)のためにその権利を行使する業務をみずから的確に遂行するに足りる能力を有すること。

五 第五項の団体は、権利者から申込みがあつたとき、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。

六 第五項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

七 第五項の団体は、前項の規定は、次に掲げる実演については、

8 第五項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

9 文化庁長官は、第五項の団体に対し、政令で定めるところにより、第一項の二次使用料に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

10 第五項の団体が同項の規定により権利者のために請求することができる二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその団体との間において協議して定めるものとする。

11 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の二次使用料の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。

12 第六十七条第七項(第一号に係る部分に限る。)及び第八項、第六十八条第三項、第七十条、第七十一条(第二号に係る部分に限る。)並びに第七十二条から第七十四条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第六十七条第七項中「申請者」とあり、及び第六十八条第三項中「著作権者」とあるのは、「当事者」と、第六十七条第一号中「第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額」とあり、及び同条第八項中「その旨及び次に掲げる事項」とあるのは、「その旨」

と、第七十二条第二項中「著作物を利用する者」とあるのは、「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは、「同条第五項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは、「第九十五条第五項の団体」と読み替えるものとする。

法律の規定は、第十項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

(譲渡権)

第九十五条の二 実演家は、その実演をその録音物又は録画物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

二 前項の規定は、次に掲げる実演については、

13 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

14 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十五条の三 実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

二 前項の規定は、最初に販売された日から起算して一月以上十二月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した商業用レコードの譲渡(貸与)と同一であるものを含む。以下「期間経過商業用レコード」という。の貸与による場合には、適用しない。

三 商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者(以下「貸レコード業者」という。)は、期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合には、当該実演(著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。

四 第九十五条第五項から第十四項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、同条第十項中「放送事業者等」とあり、及び同条第十二項中「第九十五条第五項から第十四項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、同条第十項中「放送事業者等」とあり、及び同条第十二項中「第九十五条第五項の放送事業者等」とあるのは、「第九十五条の三第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する権利を有する者の許諾による使用料を受ける権利は、前項において準用する。この場合において、同条第十項中「放送事業者等」とあり、及び同条第十二項中「第九十五条第五項の放送事業者等」とあるのは、「第九十五条第五項の団体によって行使することができる。

6 第九十五条第七項から第十四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

7 第三節 レコード製作者の権利

(複製権)

第九十六条 レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。

(送信可能化権)

第九十六条の二 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有する。

(商業用レコードの放送同時配信等)

第九十六条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、商業用レコード(当該商業用レコードに係る前条に規定する権利(放送同時配信等に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該商業用レコードに係る同条に規定する権利を有する者の

第一百一条の三 実演家の死後における人格的利益の保護（実演を公衆に提供し、又は提示す）

る者は、その実演の実演家の死後においても、実演家が生存しているとしたならばその実演家の人格権の侵害となるべき行為をしてはならぬ。ただし、その行為の性質及び程度、社会的・事情の変動その他によりその行為が当該実演家の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

第三回 桜和の制限 話題及び行動等

(著作隣接権の制限)

第三百二十二条 第三十条第一項(第四号を除く)第

項第一号において同

三十二条まで 第三十五条 第三十六条 第三
十七条第三項、第三十七条の二（第一号を除

く。次項において同じ。）、第三十八条第二項及

び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第

四一四条（第二項を除く）、第四一七条が、年四十七条の二まで、第四一七条の四並びに第四

十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる長篇、ノロ、放送又は有線放送の刊

放送又は有線放送の毛

七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつて

第三十三条から第三十三条の三までの規定は、

第三二三条に第三二三条の二の規定による著作隣接権の目的となつてゐる放送又は有線放

送の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作者接種の目的による演説

規定は、著作権権の目的となつてゐる実演レコード又は有線放送の利用について準用す

る。この場合において、第三十条第一項第三号

中一自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送

「送信可能化」と、「含む。」とあるのは、「含む。

〔第二二二三条第一項〕に係る自動公衆送信」と、第四十四条第三項の「第二二二三条第一項」にあらわす「第七

項中「第二十三条第一項」とあるのは、二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十三条第一項、第九十二条の二第一項、第九十三条第一項

条の二、第九十九条第一項又は第一百条の三】

の「第九十二條第一項、第九十一條の二第
二項中「第二十二條第一項」とある

項、第九十六条の二又は第一百条の三」と、同各

第三項中「第二十三條第一項」とあるのは「第十二条の二第一項又は第十六条の二」を

九十二条の二第一項又は第九十六条の二と
み替えるものとする。

条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の

二、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十三条の規定により実演を行つて有線放送に係る音若しくは映像（以下「実演等」と総称する）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

第三十三条の三第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で第三十七条第三項の政令で定めるものは、同項の規定により視覚著作物を複製することができるのである場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードについて、複製し、又は同項に定める目的のために、送信可能化を行つたい、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

著作隣接権の目的となつてゐる実演であつて放送されるものは、地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、第一項において準用する第三十八条第二項の規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならぬ。

前二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐるレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十九条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替えるものとする。

第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を放送し、又は有するものは、

9 して有線放送し、若しくは影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達し、又はその著作物の放送について、地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。

次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第一百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十三条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条、第四十二条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二 第一項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて、当該実演等を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該実演等を利用した者

三 第一項において準用する第四十四条第四項の規定に違反して同項の録音又は録画物を保存した放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者

四 第一項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これららの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該実演等を利用した者

五 第三十三条の三第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

（実演家人格権との関係）
第一百二条の二 前条の著作隣接権の制限に関する規定（同条第七項及び第八項の規定を除く。）は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。
（著作隣接権の譲渡、行使等）
第一百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六十三条の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第六十七条の三（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号を除く。）、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用の可否に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第六十八条（第一項第一号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号を除く。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第一百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。（この場合において、第六十三条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十九条の二、第九十九条の二第一項又は第一百条の四」と、第六十八条第二項中「第三十八条第一項」とあるのは「第一百二条第一項、第九十九条及び第三项」とあるのは「第一百二条第一項ににおいて準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

2 指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて図書館等公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有することができる。

(指定の基準)

第一百四条の十の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人であること。

二 次に掲げる団体を構成員とすること。

イ 第三十一条第二項（第八十六条第三項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。）の規定による公衆送信（以下この節において「図書館等公衆送信」という。）に係る著作物に関する第二十三条第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権等公衆送信に係る著作物に關し同項に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ロ 図書館等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権者等の構成員が任意に加入し、又は脱退することができるること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために図書館等公衆送信補償金を受ける権利を使用する業務（第一百四条の十の六第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。）を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

(図書館等公衆送信補償金の額)

2 前項の認可があつたときは、図書館等公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、図書館等を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聽かなければならぬ。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る図書館等公衆送信補償金の額が、第三十一条第二項の規定の趣旨、図書館等公衆送信に係る著作物の種類及び用途並びに図書館等公衆送信の態様に照らした著作権者等の利益に与える影響、図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができるにより特定図書館等の利用者が受ける便益その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第六百四十四条の十の五 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、図書館等公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十一条第五項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

(著作権等の保護に関する事業等のための支出) 第六百四十四条の十の六 指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の総額のうち、図書館等公衆送信による著作物の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権、出版権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

きは、指定管理団体に対し、当該業務に関する監督上必要な命令をすることができる。
(報告の徴収等)

第六十七条の二供託された 第五項及び第八項	第六十七条の二著作権指定補償金管理機関に支 第五項	第六十七條の二供託し指定期間内に支 第五項及び第六項	第六十七條の二供託し指定期間内に支 第五項及び第七項	第六十七條の二供託し指定期間内に支 第五項及び第八項
4 第一項及び第二項の規定により補償金の支払を受けた指定補償金管理機関は、第六十七条第一項又は第六十七条の三第一項の裁定に係る著作物等の著作権者又は著作隣接権者から請求があつたときは、当該著作物等の利用につき当該著作権者又は著作隣接権者が受けるべき補償金に相当する額を支払わなければならない。 (著作物等保護利用円滑化事業のための支出)	第五項 第六十七條の二供託し指定期間内に支 第五項及び第六項	第五項 第六十七條の二供託し指定期間内に支 第五項及び第七項	第五項 第六十七條の二供託し指定期間内に支 第五項及び第八項	第五項 第六十七條の二供託された 第五項及び第八項
5 第百四条の二十一 指定補償金管理機関は、前条第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えて適用する第六十七条の二第一項及び第五項の規定により支払われた補償金及び担保金の額から前条第三項の規定により読み替え適用する第六十七条の二第八項及び前条第四項の規定により著作権者及び著作隣接権者に支払った額を控除した額のうち、著作権者及び著作隣接権者への将来の支払に支障が生じないようすることを旨として、その支払が見込まれる額、補償金管理業務の事務に要する費用その他的事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物等の利用の円滑化及び創作の振興に資する事業(次項において「著作物等保護利用円滑化事業」という。)のために支出しなければならない。 6 指定補償金管理機関は、著作物等保護利用円滑化事業の内容を決定しようとするときは、当該著作物等保護利用円滑化事業が著作物等の適正な管理の促進に資するものとなるよう、その内容について学識経験者の意見を聽かなければならぬ。 7 文化庁長官は、第一項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。	第五項 第六十七條の二供託し指定期間内に支 第五項及び第六項	第五項 第六十七條の二供託し指定期間内に支 第五項及び第七項	第五項 第六十七條の二供託し指定期間内に支 第五項及び第八項	第五項 第六十七條の二供託された 第五項及び第八項

おいて「補償金管理業務規程」という。)を定め、文化庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとときも、同様とす

(帳簿の備付け等)

著作者の名前又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。
(著作者に係る譲渡権の特例)

第二百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物

(映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を含む。)を除く。以下この条において同じ。)、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第十九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることわざく、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

(損害の額の推定等)

第二百四十四条 著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(以下この項において「侵害者」という。)に対しその侵害により自分が受けた損害の賠償を請求する場合において、侵害者が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対する損害の額と相当する額を請求する場合は、送信可能化を含む。同号において「侵害組成公衆送信」という。を行つた場合は、次号に掲げる額の合計額を、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。

一 謙渡等数量(侵害者が譲渡した侵害作成物及び侵害者が行つた侵害組成公衆送信を公衆が受信して作成した著作物又は実演等の複製物(以下この号において「侵害受信複製物」という。)の数量をいふ。次号において同じ。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を当該著作権者等が販売することができないとする事情があると

ときは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」という。)を控除した数量)にて「特定数量」という。)を控除した数量)にて、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額

二 謙渡等数量のうち販売等相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(著作権者等が、その著作権、出版権又は著作隣接権の行使をし得たと認められない場合を除く。)におけるこれらの数量に応じた当該著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額

3 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自分が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

4 著作権者又は著作隣接権者は、前項の規定によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に對し損害の賠償を請求する場合において、その著作権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

5 著作権者、出版権者又は著作隣接権は、故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権、出版権又は著作隣接権の行使による損害の額に相当する額を自己が受けるべき金銭の額とし

て、その賠償を請求することができる。

6 第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参考することができる。

第二百四十五条の二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、著作者・著作権者・出版権者・実演家又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したもの又は侵害の行為によつて作成されたものとして主張する物の具体的な態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

(書類の提出等)

第二百四十六条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者又はその代理人(訴訟代理人又は補佐人を除く。)が、その行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類の所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて正當な理由があるときは、この限りでない。

3 条第一項に規定する使用料規程のうちその侵害の行為を組成する公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。同号において「侵害組成公衆送信」という。)を行つたときは、次号に掲げる額の合計額を、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。

4 著作権者又は著作隣接権者は、前項の規定によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に對し損害の賠償を請求する場合において、その著作権又は著作隣接権を侵害した者に対する損害の額と相当する額を自己が受けるべき金銭の額とし

て、その賠償を請求することができる。

5 前各項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に對し、当該鑑定を立証するため必要な事項について説明しなければならない。

(鑑定人に対する当事者の説明義務)

6 第二項の場合において、専門委員に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

第二百四十六条の四 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に對し、当該鑑定を立証するため必要な事項について説明しなければならない。

(相当な損害額の認定)

第二百四十六条の五 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するため必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(秘密保持命令)

第二百四十六条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうかの判断をす

るため必要があると認めるときは、書類の所持者は又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうかについて、次に掲げる事由のうちか又は同項ただし書に規定する正当な理由が、その申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうかについて、次に掲げる事由のうちか

あるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聞くことが必要でし、又は当該商業秘密に係るこの項の規定によ

害した者との間でこれらの権利の行使の対価について合意をするとしたならば、当該著作権者等が得ることとなるその対価を考慮することができる。第一項において同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段に基づく説明を聽くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

5 前各項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に對し、当該鑑定を立証するため必要な事項について説明しなければならない。

6 第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参考することができる。

る命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百十四条の三第三項の規定により開示された書類又は電磁的記録を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づくく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 密密保持命令を受けるべき者

二 密密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

4 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対し

5 秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所）

に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと、又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対し、即時抗告をすることはできる。秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければならぬ。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければならぬ。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該營業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第一百四十四条の八 秘密保持命令が発せられた訴訟(全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けてない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合であつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。(名譽回復等の措置)

第一百十五条 著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害する

害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名譽若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。
(著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置)

第一百六十六条 著作者又は実演家の死後においては、その遺族(死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいふ。以下この条において同じ。)は、当該著作者又は実演家について第六十条又は第一百一条の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第百十二条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第六十条若しくは第一百一条の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

2 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、著作者は又は実演家が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。

3 著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後)においては、その請求をすることができない。
(共同著作物等の権利侵害)

第一百十七条 共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作者又は他の著作権者の同意を得ないで、第百十二条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。

2 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する。
(無名又は変名の著作物に係る権利の保全)

第一百十八条 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物の著作者又は著作権者のために、自己の名をもつて、第百十二条、第百十五条若しくは第百六条第一項の請求又はその著作物の著作人格権若しくは著作権の侵害に係る損害の賠償の請求若しくは不当利得の返還の請求を行なうことができる。ただし、著作者の変名を行なうことができる。

2 その者のものとして周知のものである場合及び第七十五条第一項の実名の登録があつた場合は、この限りでない。

無名又は変名の著作物の複製物にその実名又は周知の変名が発行者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の発行者と推定する。

第九章 嘲諷

第一百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第二百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的の使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第二百三十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権（同項の規定による場合にあつては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第二百二十条の二第五号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第二百三十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第二百三十三条第八項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）

二 嘲諷を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

三 第百十三条第一項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等（第二百三十三条第四項に規定するウェブサイト等）を含む。以下この号及び次号において同じ。）とを包括しているウェブサイト等において同一の提示を行つた者

を提供したに過ぎない者（著作権者等からの
当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等
において提供されている侵害送信元識別符号等
等の削除に関する請求に正当な理由なく応じ
ない状態が相当期間にわたり継続していたこ
とその他の著作権者等の利益を不当に害する
と認められる特別な事情がある場合を除く。）

おいて「有償著作物等特定侵害録音録画」という。)を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は第三十条第一項に定める私的の使用の目的をもつて、著作物(著作権の目的となつてゐるものに限る。(以下この号において同じ。))であつて有償で公衆に提供され、又は提示され

装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラム

て所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者（当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行つた者を除く。）は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

て所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者（当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行つた者を除く。）は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 第百十三条规定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条第一項に定める私的の使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）又は著作隣接権を侵害する送信可能化（国外で行われる送信可能化であつて、国内で行われたとしたならば著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）に係る自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項に

4
著作物特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不适当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。) を継続的に又は反復して行つた者

前項第一号に掲げる者には、有償著作物等特定侵害録音録画を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを重大な過失により知らずで行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者を含むものと解釈してはならない。

5 第三項第二号に掲げる者には、有償著作物特定侵害複製を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを重大な過失により知らずで行つて著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。

第六十条又は第一百一条の三の規定に違反した者は、五百円以下罰金に処する。

第一百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことその機能とする

に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者定により著作者人格権、著作権、出版権、害演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為となり得る行為を行つた者

六 営利を目的として、第百十三条第十項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

第一百二十二条 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物（原著作物の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者名として表示した（第二次的著作物の複製物を含む。）を頒布した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百二十三条の二 次の各号に掲げる商業用レコード（当該商業用レコードの複製物（二以上の場合階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を領布し、その複製物を頒布の目的をもつた者

規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
第一百二十二条の二 次の各号のいずれかに該當する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第百四条の二十七又は第一百四条の四十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
二 第百四条の二十八第一項又は第一百四条の四十一第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
三 第百四条の三十第一項又は第一百四条の四十四第一項の許可を受けないで、補償金管理業務又は確認等事務を廃止したとき。

五 等を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号において提供する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）

おいて「有償著作物等特定侵害録音録画」という)を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者
二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物(著作権の目的となつているものに限る。以下この号において同じ。)であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。)の著作権(第二十八条に規定する権利(翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。)を除く。以下この号及び第五項において同じ。)を侵害する自動公衆送信(国外で行われた自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(録音及び録画を除く。以下この号において同じ。)(当該著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合 当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び第五項において「有償著作物特定侵害複製」という。)を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為(当該著作物の種類及び用途並びに当該有償

装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行ふことをその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為（当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とし、又は第百十三条第六項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を技術的利用制限手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）を行つた者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行つた者

三 第百十三条第二項の規定により著作権、出 版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 第百十三条第七項の規定により技術的保護手段に係る著作権等又は技術的利用制限手段

て所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者（当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行つた者を除く。）は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　国内において商業用レコードの製作を業とする者が、実演家等保護条約の締約国の国民、世界貿易機関の加盟国の国民又はレコード保護条約の締約国（当該締約国）の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）であるレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

二　国外において商業用レコードの製作を業とする者が、実演家等保護条約の締約国の国民、世界貿易機関の加盟国（当該締約国）の法人に主たる事務所を有する法人を含む。）であるレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

第一百二十二条　第一百四十八条又は第一百二十三条の規定による確認等事務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁又は五十万円以下の罰金に処する。

- （施行期日）
1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年一月一日法律第八号）

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の著作権法第二百二十二条の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為については、適用しない。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード（次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。）で、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日（次号において「改正前の禁止期間経過日」という。）がこの法律の施行前であるものを商業用レコードとして複製し、又はその複製物を頒布する行為

二 改正前の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを頒布する行為

附 則（平成元年六月二八日法律第四三号）
(施行期日)
1 この法律は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
(経過措置)
2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）中著作権接権に関する規定（第九十五条及び第九十七条の規定を含む。）は、次に掲げるものについては、適用しない。
一 この法律の施行前に行われた新法第七条第五号に掲げる実演
二 この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八条第三号に掲げるレコードで次項に規定するもの以外のもの
三 この法律の施行前に行われた新法第九条第

3 三号に掲げる放送
この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八条第三号に掲げるレコードで許諾を

得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うものについては、なお従前の例による。

る第九十五条の三第二項に規定する期間経過商業用レコードに係る期間の起算日については、なお従前の例による。

- | |
|--|
| 得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うものについては、なお従前の例による。 |
| 業用レコードに係る期間の起算日については、なお従前の例による。 |
| 4 著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内外に常居所を有しない外国人であつたものについては、適用しない。ただし、著作権法の施行前に行われた実演で同法の施行の際に旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権が存するものに係る実演家については、この限りでない。 |
| 改正後の第百二十二条の二の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為については、適用しない。
一、国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード（次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。）で、当該原盤に音に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日（次号において「二十年の禁止期間経過日」という。）が著作権法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第八十七条。次号及び第三号において「昭和六十三年改正法」という。）の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上）の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物の目的をもつて所持する行為 |
| 5 第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード（次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。）で、当該原盤に音に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日（次号において「二十年の禁止期間経過日」という。）が著作権法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第八十七条。次号及び第三号において「昭和六十三年改正法」という。）の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上）の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物の目的をもつて所持する行為 |
| 二、二十年の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、二十年の禁止期間経過日が昭和六十三年改正法の施行前であるものを頒布し、又は頒布の目的をもつて所持する行為 |
| 三、著作権法の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の国民（これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）であるレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日が昭和六十三年改正法の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもつて所持する行為 |
| この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |
| 4 附 則 （平成三年五月一日法律第六三号）（施行期日）この法律は、平成四年一月一日から施行する。 |
| 1 附 則 （平成三年五月一日法律第六三号）（施行期日）この法律は、平成四年一月一日から施行する。 |
| 2 附 則 （平成三年五月一日法律第六三号）（経過措置）著作権法第九十五条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項第二号において「平成元年改正法」という。）の施行前に行われた著作権法第七条第五号に掲げる実演については、適用しない。 |
| 3 附 則 （平成三年五月一日法律第六三号）（経過措置）著作権法第九十七条の三の規定は、次に掲るものについては、適用しない。
一、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（次号及び附則第五項第三号において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うレコード（著作権法第八条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）であつて著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）の施行前にその音が最初に固定されたもの |
| 二、著作権法第八条第三号に掲げるレコード（レコード保護条約により我が国が保護の義務を負うものを除く。）であつて平成元年改正法の施行前にその音が最初に固定されたもの |
| 最初に販売された日がこの法律の施行前である商業用レコード（第七条第一号から第四号までに掲げる実演が録音されているもの及び第八条第一号又は第二号に掲げるレコードが複製されているものに限る。）を実演家又はレコード製作者が貸与により公衆に提供する権利に関する |

(施行期日) ○六号 附 則 (平成四年一二月一六日法律第一

- （施行期日）
○六号（平成四年一二月一六日法律第一〇六号）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定百四条の四、百四条の五並びに第百四条の八第一項及び第三項に係る部分を除く。）及び附則第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の購入（小売に供された後の最初の購入に限る。以下同じ。）に係る新法第一百四条の四第一項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に行われる新法第一百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画については、適用しない。
3 施行日前の購入に係る新法第一百四条の四第一項の特定機器により施行日以後の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第一百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行った場合には、当該特定機器は、新法第一百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第一百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行った場合の当該特定記録媒体についても同様とする。
附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号抄）
（施行期日）
第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（政令への委任）
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（平成六年一二月一四日法律第一一二号）
（施行期日）
1 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日の翌

7 実演家等保護条約の締約国であり、かつ実

演・レコード条約の締約国である国の国民をレコード製作者とするレコードであつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前にその者が最初に固定されたレコードに係るレコード製作者についての新法第九十七条第一項の規定の適用については、同条第二項の規定において準用する新法第九十五条第二項の規定定にかわらず、新法第九十七条第二項の規定において準用する新法第九十五条第四項の規定の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(罰則についての経過措置)

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一) (施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第九二) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第九二) (施行期日)

8 新法第一百一条第二項第二号の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作隣接権が存するレコードについて適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作隣接権が消滅しているレコードについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六) (一号) 抄

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第八) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

かかるわらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までの間とする。

(罰則についての経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一) (二〇号) 抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四) (一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第九二) (一号) 抄

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第九二) (一号) 抄

により構成されているものを除く。の貸与については、改正前の著作権法附則第四条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(放送のための映画の著作物の著作権の帰属についての経過措置)

第一条 この法律は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一) (一一号) 抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

(特許法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に訴訟の完結した事件、第二審ある高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

一から四まで 略

(放送される実演の有線放送についての経過措置)

第三条 新法第九十四条の二の規定は、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)附則第三項若しくは著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号)。以下「新法」という。第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行前に頒布の目的をもつて所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第二条 改正後の著作権法第百十三条规定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際現に発行されるものに對する罰則の適用をもつて所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第三条 改正後の著作権法第百十三条规定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際現に発行されるものに對する罰則の適用をもつて所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第四条 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行前に頒布の目的をもつて所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第二条 改正後の著作権法第百十三条规定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際現に発行されるものに對する罰則の適用をもつて所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第三条 改正後の著作権法第百十三条规定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際現に発行されるものに對する罰則の適用をもつて所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第四条 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行前に頒布の目的をもつて所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第二条 改正後の著作権法第百十三条规定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際現に発行されるものに對する罰則の適用をもつて所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第三条 改正後の著作権法第百十三条规定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際現に発行されるものに對する罰則の適用をもつて所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第四条 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行前に頒布の目的をもつて所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一) (一一号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一九日法律第五) (三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則についての経過措置

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則についての経過措置

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第七十条第二項、第七十八条、第八十八条第二項及び第一百四条の改正規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(視覚障害者のための録音物の使用についての経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の著作権法（以下「旧法」という。）第三十七条第三項（旧法第一百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて作成された録音物（この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第三十七条第三項（新法第一百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に係るもの）の使用については、新法第三十七条第三項及び第四十七条の九（これらの規定を新法第一百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(裁定による著作物の利用等についての経過措置)

第三条 新法第六十七条及び第六十七条の二（これらの規定を新法第一百三条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に新法第六十七条第一項（新法第一百三条において準用する場合を含む。）の裁定の申請をしてた者について適用し、この法律の施行の日前に旧法第六十七条第一項の裁定の申請をしてた者については、なお従前の例による。

(商業用レコードの複製物の頒布の申出についての経過措置)

第四条 新法第一百二十二条の二の規定は、著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十号）附則第五項又は著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第一百二十二号）附則第六項の規定によりその頒布又は頒布の目的をもつてする所持について同条の規定を適用しないこととされる商業用レコードを頒布する旨の申出をする行為であって、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

(罰則についての経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二十三年六月二十四日法律第七号)** 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 附 則 **(平成二十三年法律第六十二号)** 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二号 **(平成二十三年法律第六十二号)** 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号。同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。）の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

二号 **(平成二十四年六月二三日法律第三号)** 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十条の規定 公布の日

二 第二条第一項第二十号並びに第十八条第四項及び第四項の改正規定、第十九条第四項に一号を加える改正規定、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十七条の九の改正規定（又は第四十六条）を「第四十二条の三第二項又は第四十六条」に改める部分に限る。同条ただし書の改正規定（第四十二条の二まで）の下に「第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。第四十九条第一項第二号の改正規定（第四十二条の二）を「第四十二条の二まで」の下に「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の四第二項」に改める部分に限る。第八十六条第一項及び第二項の改正規定（第四十二条の二まで）の下に「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の四」に改める部分に限る。同条第九項第一号の改正規定（第四十二条の二）を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の四第二項」に改める部分に限る。第四十二条の三第二項に改める部分に限る。同条第一項の改正規定、同条に「一項を加える改正規定並びに第百二十条の二第一号の改正規定並びに次条並びに附則第四条から第六条まで及び第九条の規定 平成二十四年十月一日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第十三条までの規定は、前条のうち著作権法第十四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定の施行の日前である場合には、前条のうち著作権法第十四条の四の見出しの改正規定中「第四十二条の四」とあるのは、「第四十二条の三」とす。

二 附則第七条、第八条及び第十条の規定 公管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下この項において「公文書管理条例」という。）第八条第一項若しくは第十一条第四項の規定により国立公文書館等（公文書管理条例第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。次項において同じ。）に移管されたもの又は公文書管理条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等（公文書管理条例第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。）の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいふ。以下この項において同じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。次項において同じ。）に移管されたものについては、適用しない。

三 新法第十八条第三項第四号及び第五号の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作者が国立公文書館等又は地方公文書館等に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。

三号 **(平成二十四年法律第三号)** 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。

(調整規定)

第五条 この法律の施行の日が著作権法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十三号）中第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定の施行の日前である場合には、前条のうち著作権法第十三条までの規定は、前条のうち著作権法第十四条の四の見出しの改正規定中「第四十二条の四」とあるのは、「第四十二条の三」とす。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第十三条までの規定は、前条のうち著作権法第十四条の四の見出しの改正規定は、前条のうち著作権法第十四条の四の見出しの改正規定中「第四十二条の四」とあるのは、「第四十二条の三」とす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めによる。

(国民に対する啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、著作権法第三十条第一項（同法第二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的の使用の目的をもつて、有償著作物等特定侵害録音録画（同法第二条第一項に規定する行政機関を同一に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）であつて、公文書等の目的をもつて、有償著作物等特定侵害録音録画において同じ。）を、自ら有償著作物等特定侵

害録音録画であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるように、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他様な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。（関係事業者の措置）

第八条 著作権法第百十九条第三項第一号に規定する録音録画有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（運用上の配慮）

第九条 著作権法第百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることは、あらゆる配慮しなければならない。

（施行期日）

附 則 （平成二五年一月一七日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び次条の規定は、視聴覚的実演に関する北京条約（同条において「視聴覚的実演条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（著作隣接権に関する規定の適用）

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下この条において「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）又は同条第五号に掲げる実演であつて、視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係るものに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号）次項において「平成元年改正法」という。）の適用について、改訂後その他の法規の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改訂後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第一百条 この法律の施行前に改訂前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改訂後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改訂後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（政令への委任）

第一百二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（出版権についての経過措置）

第三条 この法律の施行前に設定されたこの法律による改訂前の著作権法による出版権でこの法

律の施行の際現に存するものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 第二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の处分その他の行為又は不作為に

ついての不服申立てであつてこの法律の施行前に

された行政府の处分その他の行為又はこの法

律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為

に係るものについては、この附則に特別の定め

がある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改訂前の法律の規定によ

り不服申立てに対する行政府の裁決、決定その

他の行為を経た後でなければ訴え提起できな

いこととされる事項であつて、当該不服申立て

を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起

すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが

他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定そ

の他の行為を経た後でなければ提起できないと

される場合にあつては、当該他の不服申立てを

提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す

べき期間を経過したものと含む。）の訴えの提

起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改訂前の法律の規定

（前条の規定による改訂前の法律の規定

にかかる訴えの提起によるものと同一のものと

される場合を含む。）により異議申立てが提起

された処分その他の行為であつて、この法律の

規定による改訂後の法律の規定により審査請求

に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え

を提起することができないこととされるものと

取消しの訴えの提起については、なお従前の例

による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その

他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の

規定による改訂前の法律の規定によつては、なお従前の例

による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則

第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によ

る場合について適用し、その経過した日が施行

する場合に適用する。

（新著作権法第百十六条第三項の規定は、著作

者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から

算して五十年を経過した日が施行日以後であ

る場合について適用し、その経過した日が施行

する場合について適用する。

（新著作権法第百十六条第三項の規定は、著作

者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から

算して五十年を経過した日が施行日以後であ

る場合について適用し、その絏過した日が施行

する場合について適用する。

（新著作権法第百十六条第三項の規定は、著作

者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から

算して五十年を絏過した日が施行日以後であ

る場合について適用し、その絏過した日が施行

する場合について適用する。</

目前である場合については、なお従前の例による。

新著作権法第二百二十二条の二の規定は、同条

各号に掲げる商業用レコード（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）で、当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した日が施行日前であるもの（当該固定した日が昭和四十二年十二月三十日以前であるものを含む。）については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

（平成二十九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

（平成三十一年五月二十五日法律第三〇号）

第一条 この法律は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一百三十三条第四項の改正規定並びに附則第四条及び第七条から第十条までの規定

の日

二 目次の改正規定、第三十五条の改正規定、第四十八条第一項第三号の改正規定（第三

十五条）を「第三十五条第一項」に改める部

分に限る。）、第八十六条第三項前段の改正規

定（「第三十五条第二項」を「第三十五条第一項」に改める部分に限る。）、同項後段の改

正規定（「第三十五条第二項」を「第三十五

条第一項ただし書」に改める部分に限る。）

及び第五章の改正規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定め

る日

（複製物の使用についての経過措置）

第二条

この法律の施行の日（以下「施行日」とい

う。）前にこの法律による改正前の著作権法

の適用を受けて作成された著作物の複製物、旧

法第四十三条の規定の適用を受けて旧法第三十

三条第一項、第三十一一条第一項一号若しくは第

三項後段、第三十三一条の二第一項、第三十五条

第一項、第三十七一条第三項、第三十七一条の二本

文、第四十一一条若しくは第四十二条の規定に從

い作成された二次的著作物の複製物又は旧法第

三十条の三若しくは第四十七条の三第一項の規

定の適用を受けて作成された二次的著作物の複

製物の使用については、この法律による改正後

の著作権法（以下「新法」という。）第四十九

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この場合において、旧法第四十九条第一項第一

号中「を公衆に提示した」とあるのは、「の公衆

への提示（送信可能化を含む。以下この条にお

いて同じ。）を行つた」と、同項第三号並びに

同条第二項第一号及び第二号中「を公衆に提示

した」とあるのは、「の公衆への提示を行つた

とする。

2 施行日前に旧法第二百二条第一項において準用

する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から

第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成

された実演若しくはレコード又は放送若しくは

有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用

について、新法第一百一条第九項の規定にかか

わらず、なお従前の例による。この場合において、旧法第一百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは、「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行つた」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは、「の公衆への提示を行つた」とする。

（裁定による著作物の利用等についての経過措置）

第三条 新法第六十七条及び第六十七条の二（二

の

目）

二 目次の改正規定、第三十五条の改正規定、第四十八条第一項第三号の改正規定（第三

十五条）を「第三十五条第一項」に改める部

分に限る。）、第八十六条第三項前段の改正規

定（「第三十五条第二項」を「第三十五条第一項」に改める部分に限る。）、同項後段の改

正規定（「第三十五条第二項」を「第三十五

条第一項ただし書」に改める部分に限る。）

及び第五章の改正規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定め

る日

を含む。）の裁定の申請をした者については、

なお従前の例による。

（準備行為）

第四条

新法第一百四十四条の十一第一項の規定による

指定、新法第一百四十四条の十三第一項の規定による

認可、同条第五項の規定による諮問、新法第一百四十四条の十四第一項の規定による届出及び新法第一百四十五条第二項の規定による諮問並びに

百四十四条の十五第二項の規定による諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新法第一百四十五条第二節の規定の例により、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」とい）とす

る場合には、第二号施行日から整備法の施行の

日の前日までの間ににおける著作権法第二条第一

項第二十号の規定の適用については、同号中

「有線放送（次号」とあるのは、「有線放送（次

号及び第四条の十五第一項」とする。

（第二号施行日の前日までの間の読替え）

(政令への委任) 第百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日) 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(施行期日) 2 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第四十条の改正規定、第四十一条の次に一

条を加える改正規定、第四十二条の改正規

定、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四

四十二条の二を第四十二条の三とし、第四

十二条の次に一条を加える改正規定、第四十

七条の六第一項第二号の改正規定、第四十七

条の七の改正規定、第四十八条の改正規定、

第四十九条の改正規定、第八十六条の改

正規定、第一百二条の改正規定及び第一百四

条の改正規定並びに附則第五条及び第九条の

規定 令和六年一月一日

三 附則第三条及び第四条の規定 公布の日か

ら起算して二年六月を超えない範囲内におい

て政令で定める日

(第六十七条第一項の裁定の手続についての経過措置)

第二条 この法律による改正後の著作権法(以下「新法」という)第六十七条(新法第二百三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに第一百四条の二十一第一項及び第二項(新法第六十七条に係る部分に限る。)の規定は、この法律による改正前の著作権法(以下「旧法」という。)以後にされる新法第六十七条第一項(旧法第二百三条において準用する場合を含む。)の裁定の申請に係る手続について適用し、施行日前にされたこの法律による改正前の著作権法(以下この条において「旧法」という。)第六十七条第一項(旧法第二百三条において準用する場合を含む。)の裁定の申請に係る手続については、なお従前の例による。

(指定期間) 3 第三百八十九条の規定による登録及び告示をすることができる。

4 文化庁長官は、前項の規定により登録を受けた者は、施行日前においても、新法

が附則第一項に規定する確認等事務規程の規定の例により、その指定及び告示

をすることができる。この場合において、当該

指定及び告示は、施行日以後は、それぞれ新法

第一百四条の十八の規定による指定及び新法第百

四条の十九第四項の規定による告示とみなす。

5 前項の規定により指定を受けた者は、施行日

前においても、新法第一百四条の二十三第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定

する補償金管理制度の認可の申請を行うこ

とができる。

6 文化庁長官は、前項の規定により認可の申請

があつた場合には、施行日前においても、新法

第一百四条の二十三第一項及び第三項の規定の例

により、その認可及び告示をすることができる。

この場合において、当該認可及び告示は、

施行日以後は、それぞれ同条第一項の認可及び

同条第三項の規定による告示とみなす。

(登録の実施) 7 前項の規定により文化庁長官が告示をした場

合における新法第一百四条の二十三第四項の規定

の適用については、同項中「前項の規定による

告示の日の翌日」とあるのは、「著作権法の一

部を改正する法律(令和五年法律第三十三号)

の施行の日」とする。

(登録の実施) 8 文化庁長官は、新法第一百四条の二十二第一項

の政令の制定の立案のために、施行日前におい

ても、同条第三項の規定の例により、文化審議

会に諮問することができる。

(登録の実施) 9 附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)

(登録の実施) 10 この法律は、公布の日から起算して五年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規

定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正

規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十

六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録され

ている事項の全部を記録した電磁的記録」を加

える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三

号の改正規定、同法第一百四十四条第一項第三

号の改正規定、同法第一百四十五条第一項第三

号の改正規定、同法第一百四十六条第一項第三

号の改正規定、同法第一百四十七条中鉄道抵當法

の改正規定及び同法第二章に一節を加える改正

規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項

を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の

改正規定(「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。)及び同法第十五

五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等

に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条

に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改

正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の

制限に関する法律第五十九条の次に一条を加え

る改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六

条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪

の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

条の二を加える部分に限る。)、第一百三十条中金

